

佐賀県告示第207号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、令和3年7月5日から施行する。

令和3年7月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
〃 筑邦銀行	<u>佐賀県内の全ての店舗</u>	〃	〃 筑邦銀行	<u>〃</u>	〃
〃 十八親和銀行	<u>日本国内の全ての店舗</u>	〃	〃 十八親和銀行	<u>〃</u>	〃
略			略		